

金沢市地域商店街出店支援事業に対する補助金及び奨励金の交付に関する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 20 日

金沢市長 山野 之義

## 金沢市地域商店街出店支援事業に対する補助金及び奨励金の交付に関する要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の活力ある地域商店街を継承し、地域商店街の活性化と住民の暮らしを支えることを目的に、当該地域商店街が行う出店支援事業に対する補助金及び奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域商店街 次のいずれかに該当する団体（金沢市中心市街地出店促進事業に対する補助金及び奨励金の交付に関する要綱（平成 9 年 4 月 1 日決裁）第 2 条第 1 号に定める商店街振興組合等を除く。）をいう。

ア 小売業、サービス業その他これに類する事業を営む者により組織される団体で、その構成員の人数が 30 人以上のもの

イ アに掲げる団体に準ずる団体で、市長が特に認めるもの

(2) 出店支援事業 空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し、地域商店街が当該空き店舗等の借上料の一部を補助し、又は出店に要する費用を支援することにより出店を奨励する事業をいう。

(3) 空き店舗等 地域商店街の構成員が営む店舗（大型店（店舗面積が 1,000 平方メートルを超えるものをいう。）において小売業等を営むものを除く。）が、この要綱の施行の日以後に退店し、当該店舗が退店してから原則 1 年を経過していないものをいう。

### (補助金の交付)

第 3 条 補助金及び奨励金は、出店支援事業を行う地域商店街に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(対象事業の要件)

第4条 補助金及び奨励金の交付の対象となる出店支援事業は、当該出店支援事業に係る出店の要件が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 業種は、地域商店街が出店を希望するものであり、小売業、一般飲食店、生活関連サービス業（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する中分類78又は中分類79に該当するもので、住民の暮らしやすさの向上に資すると認めるもの）その他市長が認めるものであること。
- (2) 営業時間が、夜間（午後8時から翌日の午前10時までの間をいう。）のみでないこと。
- (3) 空き店舗等の借上げに係る契約期間が1年以上であること。
- (4) 当該商店街の街区内において、当該地区の住民等と市長との間で締結したまちづくり協定等、本市がまちづくりに関する施策等を実施している場合は、これに適合するものであること。

(補助の対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、1店舗（出店支援事業により出店した1の店舗をいう。以下同じ。）につき、2年を限度とし、当該期間の起算日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 開店日が月の初日の場合 開店日の属する月の初日
- (2) 開店日が月の初日以外の日の場合 開店日の属する月の翌月の初日

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、1店舗につき、空き店舗等の借上料（空き店舗等の借上料月額に、当該年度内における借上げの月数を乗じて得た額をいう。）の4分の1に相当する額とし、その額は、1年につき50万円を超えないものとする。

(奨励の対象期間)

第7条 奨励の対象となる期間は、1店舗につき、出店のための空き店舗等の借上げに係る契約締結日から1年を限度とする。

(奨励金の額等)

第8条 奨励金の額は、出店に要する費用のうち、次に掲げる費用の合計額とし、その額は、1年につき50万円を超えないものとする。

- (1) 広告宣伝費

(2) 開業イベントに係る費用

(3) 店舗の装飾に係る費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、出店に要する費用として市長が認める費用

(適用除外)

第9条 補助金及び奨励金は、当該出店支援事業に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた地域商店街に対しては、交付しない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに空き店舗等を借り上げて出店しようとする者に対し行う出店支援事業については、同日後も、なおその効力を有する。